

川野武志議員が、議長として当然遵守すべき議会規則等を故意に無視し続けたことにより議会運営の著しい混乱を繰り返し続けた結果、他の議員に対する侮辱行為を行ったことに対する処分を要求する件

令和8年6月1日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

#### 記

#### 1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

#### 2. 処分の理由

令和8年5月28日に開催された第3回定例会本会議において、議長である川野武志議員は、私が宮代町議会会議規則（以下、「会議規則」と略す。）第51条で定められている「発言の要求」の手続きに従い、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げたことを認識した後、私を見てそれを見聞きしていたにも関わらず、再三に渡りそれを無視し続けるという、あってはならない事件がまたしても発生しました。

この点、前提となる「発言自由の原則」につき、まずは確認する。「発言自由の原則」とは、「議会において、議員は他の誰からも拘束されずに自由に発言できること」という趣旨のものである。これは言論の府である議会においての大原則であり常識であることから、わざわざ地方自治法・議会基本条例等に明記されていないに過ぎない。参考までに国会議員は憲法第51条により「議員で行った演説～について、院外で責任を問われない。」との所謂「免責特権」が認められています。もっとも、全議員に付与されている『「議員必携」』にも、「発言自由の原則」（「議員必携」134ページ参照）につき解説があり、議会はこれを大前提として行われることは当然ではある。しかしながら残念なことに、当町議会議員の中には法律家や“自称”人権派と吹聴しているものを含め、当町の殆どの議員、そして議会事務局もこのことをきちんと理解していないことから、事件発生時に「議長、それは規則違反である。」との指摘すら行

われないことから、今回のような他の自治体ではおよそ考えられないような異常な状況が繰り返し頻発されるのであろうと思料するものである。特に、地方自治法第133条の手続きについては、3月議会において、川野武志議員の議会運営及び法律の理解、手続き違反等々につき、私が何度も間違いであると指摘したにも関わらず一顧だにせず誤った手続きを強行した結果、「3月議会で事件は終わった。」と述べていたにも関わらず、その「終わった。」と述べた15の事件を、突如本6月定例会初日に、日程追加を行う事態となった。しかも、追加したにも関わらず、その手続きがさらに誤っているという呆れた状況であり、地方自治法及び会議規則に反した手続きを行ったことから、未だに問題解決には至っていない。法的にはこの15事件につき、懲罰委員会を自動設置すべきであるにも関わらずそれを行わず、あろうことか懲罰委員会設置を本会議での採決を行うという、笑止千万ともいふべき議長としての資質を根本的に疑われるような議会運営を続けている始末である。

ところで、この「発言自由の原則」であるが、仮に各議員に無制限に認めてしまうならば、当然のことながら議会の秩序が保てなくなってしまうことは想像に難くないということは、私自身も当然理解をしている。このことは、憲法上の「公共の福祉（による制約）」と同趣旨であると考え。参考までに「公共の福祉（による制約）」につき一義的な定義が確立してはいないものの、私自身は「人権相互の矛盾衝突を調整するための実質的公平の原理。」（芦部信義・一元的内在制約説）と理解している。すなわち、憲法において「基本的人権」は「犯すことのできない永久の権利」（憲法第11条）と保障しつつ、同時に「公共の福祉に反しない限り」と4つの条文で留保・条件を定めている。

そこで、「発言自由の原則」を前提としつつも、「会議の能率的運営と平等な発言の保障、そして議会の権威確保のため、これに一定の制限が加えられている。」のが「発言の制限」（同135ページ参照）である。そのひとつとして、当町は会議規則第50条においては、登壇しての発言を行う際の手続き（発言の許可等）、そして会議規則第51条において、（発言の要求）として、その要求方法を定めている。その手続きとは①挙手して「議長」と呼ぶ、②自己の議席番号を告げる、のみであり、地方自治法等の法律及び当町の例規等において明文で定められてはいない。しかしながらこれまで川野武志議員は、議長という優越的立場に基づき高圧的な議事進行権を行使し、合法的な議員の要求を無視するという行為を繰り返していることは、憲法第31条の定める

「適正手続の保障（デュー・プロセス・オブ・ロー）」を持ち出すまでもなく、手続きの適正を軽視するものであり、このことは近代法の基本的な考えである、法治国家・近代民主主義社会、さらには法の下での平等に対する挑戦と指摘されても首肯せざるを得ないと言わざるを得ない。

これらのことから容易に推察できることではあるが、川野武志議員は、議長とい

う重責を担っているにも関わらず、これらのことへの理解が著しく欠如若しくは無知であることから、平然と規則を破るという愚行を何度も何度も繰り返しただけに留まらず、私が規則の趣旨の説明を行っても、理解出来ないようであった。

繰り返しとなるが、会議における原則は、議員は自由に発言を行えるという「発言自由の原則」が大前提である。しかし、それらは会議規則第50条ただし書による例外等（例：発言が簡単な場合）を除き、会議規則第51条に定められた手続により要求するのであり、要求が示された以上、議長は発言自体を許可しないということは明確な規則違反である。ところが、今回の川野武志議員による、他の議員とは異なる取り扱いとして、私だけを狙い撃ち的に行った発言要求権剥奪行為は、明確な規則違反に留まらず、もはや議長に与えられた権限を逸脱・濫用することであることは自明であり、また、私の発言要求行為を「議事進行権の妨害」等と考えるのであれば、それは議長としての資質の欠如であると言わざるを得ない。

この川野武志議員の行為は、議長による議場の秩序維持を定めた地方自治法第129条第1項を根拠としているものと思われるが、仮にこの秩序維持権に基づいた命令権を川野武志議員が行使するのならば、その権利行使の前提要件として、私が「～この法律又は会議規則に違反し～」に該当していなければならないが、そのような事実は無い。したがって川野武志議員に対し、そもそも議長としての秩序維持権なり命令権などというものは法的に付与されないことは自明である。一方、前述したとおり、私自身は会議規則第51条の明文に従った合法的な方法により川野武志議員へ発言の許可を求めていることから、私の発言が会議規則に反していないことは明らかである。

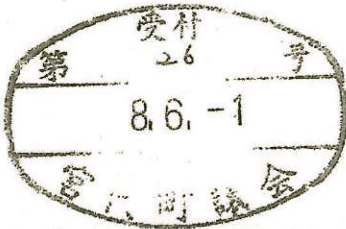
これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもあり、多数派によるハラスメントとも言い得るものであるが、法律家や“自称”人権派の議員が問題視しないところに、この町の問題の根深さを感じずにはいられない。

以上のことから、私は川野武志議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

### 3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



泉伸一郎議員が、議長代行として当然遵守すべき議会規則等を故意に無視し続けたことにより議会運営の著しい混乱を繰り返し続けた結果、他の議員に対する侮辱行為を行ったことに対する処分を要求する件

令和8年6月1日

宮代町議会議長 泉 伸一郎 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 泉 伸一郎

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

#### 記

1. 侮辱を与えた者の氏名  
泉伸一郎議員

2. 処分の理由

令和8年5月28日に開催された第3回定例会本会議において、議長代行である泉伸一郎議員は、私が宮代町議会会議規則（以下、「会議規則」と略す。）第51条で定められている（発言の要求）の手続きに従い、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げたことを議長である泉伸一郎議員が認識した後、私を見てそれを見聞きしていたにも関わらず、再三に渡りそれを無視し続けるという、あってはならない事件がまたしても発生しました。

この点、前提となる「発言自由の原則」につき、まずは確認する。「発言自由の原則」とは、「議会において、議員は他の誰からも拘束されずに自由に発言できること」という趣旨のものである。これは言論の府である議会においての大原則であり常識でもあることから、わざわざ地方自治法・議会基本条例等に明記されていないに過ぎない。参考までに国会議員は憲法第51条により「議員で行った演説～について、院外で責任を問われない。」との所謂「免責特権」が認められています。もっとも、全議員に付与されている『「議員必携」』にも、「発言自由の原則」（「議員必携」134ページ参照）につき解説があり、議会はこれを大前提として行われることは当然ではある。しかしながら残念なことに、当町議会議員の中には法律家や“自称”人権派と吹聴しているものを含め、当町の殆どの議員、そして議会事務局もこのことをきちんと理

解していないことから、事件発生時に「議長、それは規則違反である。」との指摘すら行われなかったことから、今回のような他の自治体ではおよそ考えられないような異常な状況が繰り返し頻発されるのであろうと思料するものである。

もっとも、この「発言自由の原則」を仮に各議員に無制限に認めてしまうならば、当然のことながら議会の秩序が保てなくなってしまうことは想像に難くないということは、私自身も当然理解をしている。このことは、憲法上の「公共の福祉（による制約）」と同趣旨であると考えられる。参考までに「公共の福祉（による制約）」につき一義的な定義が確立してはいないものの、私自身は「人権相互の矛盾衝突を調整するための実質的公平の原理。」（芦部信義・一元的内在制約説）と理解している。すなわち、憲法において「基本的人権」は「犯すことのできない永久の権利」（憲法第11条）と保障しつつ、同時に「公共の福祉に反しない限り」と4つの条文で留保・条件を定めている。

そこで、「発言自由の原則」を前提としつつも、「会議の能率的運営と平等な発言の保障、そして議会の権威確保のため、これに一定の制限が加えられている。」のが「発言の制限」（同135ページ参照）である。そのひとつとして、当町は会議規則第50条においては、登壇しての発言を行う際の手続き（発言の許可等）、そして会議規則第51条において、（発言の要求）として、その要求方法を定めている。その手続きとは①挙手して「議長」と呼ぶ、②自己の議席番号を告げる、のみであり、地方自治法等の法律及び当町の例規等において明文で定められてはいない。しかしながらこれまで川野議長は、議長という優越的立場に基づき高圧的な議事進行権を行使し、合法的な議員の要求を無視するという行為を行い続けることは、憲法第31条の定める「適正手続の保障（デュー・プロセス・オブ・ロー）」を持ち出すまでもなく、手続きの適正を軽視するものであり、このことは近代法の基本的な考えである、法治国家・近代民主主義社会、さらには法の下での平等に対する挑戦と指摘されても首肯せざるを得ないと言わざるを得ない。

これらのことから容易に推察できることではあるが、泉伸一郎議員は、議長代行という重責を担っているにも関わらず、これらのことへの理解が著しく欠如若しくは無知であることから、平然と規則を破るといふ愚行を何度も何度も繰り返しただけに留まらず、私が規則の趣旨の説明を行っても、理解出来ないようであった。

繰り返しとなるが、会議における原則は、議員は自由に発言を行えるという「発言自由の原則」が大前提である。しかし、それらは会議規則第50条ただし書による例外等（例：発言が簡単な場合）を除き、会議規則第51条に定められた手続により要求するのであり、要求が示された以上、議長（代行も同様）は発言自体を許可しないということは明確な規則違反である。ところが、今回の泉伸一郎議員による、他の議員とは異なる取り扱いとして、私だけを狙い撃ち的に行った発言要求権剥奪行為

は、明確な規則違反に留まらず、もはや議長に与えられた権限を逸脱・濫用することであることは自明であり、また、私の発言要求行為を「議事進行権の妨害」等と考えるのであれば、それは議長（代行）としての資質の欠如であると言わざるを得ない。

この泉伸一郎議員の行為は、議長による議場の秩序維持を定めた地方自治法第129条第1項を根拠としているものと思われるが、仮にこの秩序維持権に基づいた命令権を泉伸一郎議員が行使するのならば、その権利行使の前提要件として、私が「～この法律又は会議規則に違反し～」に該当していなければならないが、そのような事実は無い。したがって泉伸一郎議員に対し、そもそも議長（代行）としての秩序維持権なり命令権などというものは法的に付与されないことは自明である。一方、前述したとおり、私自身は会議規則第51条の明文に従った合法的な方法により泉伸一郎議員へ発言の許可を求めていたことから、私の発言が会議規則に反していないことは明らかである。

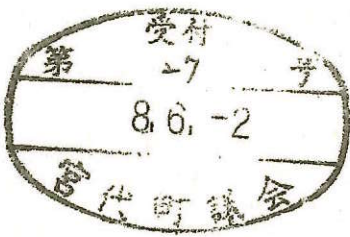
これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもあり、多数派によるハラスメントとも言い得るものであるが、法律家や“自称”人権派の議員が問題視しないところに、この町の問題の根深さを感じずにはいられない。

以上のことから、私は泉伸一郎議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

### 3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



川野武志議員が、例規上当然に懲罰委員会の設置を行うべき場合であるにも関わらずそれを行わなかったに留まらず、明文上定められていない採決を行って自動設置となるべき懲罰委員会設置を行わなかったことにより侮辱を受けたことに対する処分を要求する件

令和8年6月1日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将

被処分要求者

宮代町議会議員 川野 武志

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

#### 記

1. 侮辱を与えた者の氏名

川野武志議員

2. 処分の理由

令和8年5月28日に開催された第3回定例会本会議において、議長である川野武志議員は、私が地方自治法第133条に基づき処分を要求し、その要求した処分内容として「懲罰」を選択した書面を提出したことにより懲罰要求の成立要件が充足されたことにより日程事項として日程として追加したにも関わらず、その後、宮代町議会会議規則（以下、「会議規則」と略す。）第111条（懲罰の審査）に定められた「委員会に付託」を行わず、懲罰委員会の設置を議場での採決により決めるという、明文にない手続きを同日に繰り返し行った（「議員必携、195～196頁参照」）。

この川野武志議員による前述の議事運営及び手続は、地方自治法の趣旨及び会議規則に反していることは明らかである。特に懲罰に関することは、会議規則第111条に「懲罰については、議会は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。」と定められていることから、委員会への付託は義務であるにも関わらずに明文を無視したことは、議長としての権限の濫用・逸脱であると同時に、明文で定められた懲罰委員会での審査が当然行われると考えていた私に対する侮辱でもある。

さらに川野武志議員は、この日に日程事項として日程として追加されることを、私には当日本会議開始直前まで一切知らせなかったにも関わらず、被処分者であり侮辱行為を行った丸山妙子議員、塚村香織議員には、何時であったのかは判明しないが、当日弁明文書を用意していたことから、遅くとも前日までには知らせていたことは明らかである。このことは、前述の侮辱行為者である丸山妙子議員、塚村香織議員と私とを差別した取り扱いを行ったことが明確であり、憲法第14条を持ち出すまでもなく、平等原則違反である。

これらのことから容易に推察できることではあるが、川野武志議員は、議長という重責を担っているにも関わらず、公平・平等・中立、さらには法律・条例等への理解が著しく欠如若しくは無知であることが伺われ、さらには法律・規則等を平然と破るという愚行を何度も何度も繰り返しただけに留まらず、私が規則の趣旨の説明を行っても、理解出来ないということが明確である。

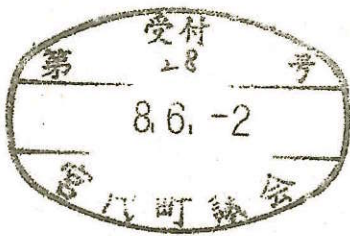
これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもあり、多数派によるハラスメントとも言い得るものであるが、法律家や“自称”人権派の議員が問題視しないところに、この町の問題の根深さを感じずにはいられない。

以上のことから、私は川野武志議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

### 3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上



泉伸一郎議員が、例規上当然に懲罰委員会の設置を行うべき場合であるにも関わらずそれを行わなかったに留まらず、明文上定められていない採決を行って自動設置となるべき懲罰委員会設置を行わなかったことにより侮辱を受けたことに対する処分を要求する件

令和8年6月1日

宮代町議会議長 泉伸一郎 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 泉 伸一郎

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

#### 記

#### 1. 侮辱を与えた者の氏名

泉伸一郎議員

#### 2. 処分の理由

令和8年5月28日に開催された第3回定例会本会議において、議長代行である泉伸一郎議員は、私が地方自治法第133条に基づき処分を要求し、その要求した処分内容として「懲罰」を選択した書面を提出したことにより懲罰要求の成立要件が充足されたことで日程事項として日程として追加された。その後、宮代町議会会議規則（以下、「会議規則」と略す。）第111条（懲罰の審査）に定められた「委員会に付託」を行わず、懲罰委員会の設置を議場での採決により決めるという、明文にない手続きを、同日に繰り返し行った（「議員必携、195～196頁参照」）。

この泉伸一郎議員による前述の議事運営及び手続は、地方自治法の趣旨及び会議規則に反していることは明らかである。特に懲罰に関することは、会議規則第111条に「懲罰については、議会は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。」と定められていることから、委員会への付託は義務であるにも関わらずに明文を無視したことは、議長代行としての権限の濫用・逸脱であると同時に、明文で定められた懲罰委員会での審査が当然行われると考えていた私に対する侮辱でもある。

これらのことから容易に推察できることではあるが、泉伸一郎議員は、議長代行という重責を担っているにも関わらず、公平・平等・中立、さらには法律・条例等への理解が著しく欠如若しくは無知であることが伺われ、さらには法律・規則等を平然と破るという愚行を何度も何度も繰り返しただけに留まらず、私が規則の趣旨の説明を行っても、理解出来ないということは明確である。

これらのことは、ここ数年、宮代町議会で行われている少数派である一町民や一議員に対する嫌がらせ、いじめの延長線に位置づけられる極めて卑劣な問題でもあり、多数派によるハラスメントとも言い得るものであるが、法律家や“自称”人権派の議員が問題視しないところに、この町の問題の根深さを感じずにはいられない。

以上のことから、私は泉伸一郎議員より侮辱を受けたので、地方自治法 133 条の規定により、処分を要求する。

### 3. 要求する処分の内容

地方自治法 135 条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上